

厚生労働大臣の定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

・入院基本料について

当院では、（日勤、夜勤あわせて）入院患者 10 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。

・入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束の基準を満たしております。

・個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行することとしております。

また、公費負担医療の受給者で、医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することとなります。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

・D P C対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる “D P C対象病院” となっております。

※医療機関別係数 1.1451

（基礎係数 1.0451＋機能評価係数Ⅰ 0.0521＋機能評価係数Ⅱ 0.0330＋救急補正係数 0.01490）

・入院時食事療養（Ⅰ）に係る食事療養について

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

朝食 8 時頃 昼食 1 2 時頃 夕食 1 8 時頃

入院時食事療養の標準負担額について			
70歳未満	70歳以上	標準負担額（1食につき）	
一般	一般		510円
		指定難病者 小児慢性特定疾病児童等	300円
低所得者 （住民税非課税世帯）	低所得者Ⅱ （住民税非課税世帯）	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円
	低所得者Ⅰ （住民税非課税世帯）		110円

・ニコチン依存症管理料に係る院内揭示

当院は、ニコチン依存症管理料の届出を行い、禁煙をサポートする禁煙外来を実施しております。毎週月曜日、13 時～15 時（予約制）です。また、敷地内は禁煙となっております。

現在「禁煙外来」は休診中です。

福岡大学西新病院